

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年1月26日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 3件 |
| 国民年金関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000130 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000063 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 60 年 5 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 60 年 5 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、転籍のため昭和 60 年 5 月 31 日付けで A 社を退職し、ファミリー会社である C 社に昭和 60 年 6 月 1 日付けで入社した。30 年以上前のことで、当時の社会保険担当者及び給与担当者は退職しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたかは確認できないが、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の事業主の回答及び同社が提出した被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、請求者は、昭和 60 年 6 月 1 日に A 社から同社のグループ会社である C 社に異動し、異動の前後も継続して勤務したことがうかがえ、A 社において昭和 60 年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できることから、昭和 60 年 5 月については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、昭和 60 年 5 月の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の昭和 60 年 5 月に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 60 年 5 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900337 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000011 号

第 1 結論

昭和 60 年 3 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 3 月から昭和 62 年 3 月まで

A 事業所を退職後は、2～3 か月自宅療養後に昭和 60 年 10 月頃から B 事業所で週 2～3 回アルバイトを始めた。昭和 61 年後半に父親から国民年金のことを問われたので C 市役所に行って昭和 60 年 3 月から昭和 62 年 3 月までの未納期間の相談をし、前職退職時点までさかのぼっての後払い納付を了解してもらい市役所職員に直接現金で 10 万円払った。後日、市役所から連絡があり、不足分として父が 5 万円払った。領収書は 2 枚あったが紛失した。次の年度からは国民年金保険料納付通知書が届いた。領収書は納付書の領収書ではなく、日付と金額の入ったレジのレシートだった。

未納期間の国民年金保険料は 2 回に渡って現金で後払いしているので、保険料納付期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年に国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、C 市が提出した国民年金被保険者履歴では、請求者に係る国民年金の新規取得届出は昭和 63 年 2 月 23 日に行われた記載が確認できるとともに、オンライン記録では、請求者に係る最初の国民年金保険料の納付は同日に行われていることが確認でき、それより前に請求者に対し、別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

また、前述の被保険者履歴、請求者が提出した年金手帳及びオンライン記録では、請求者が国民年金の被保険者資格を取得したのは昭和 60 年 7 月 1 日であり、請求期間のうち、昭和 60 年 3 月から同年 6 月までは未加入期間のため国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、前述の被保険者履歴により、請求者に係る国民年金の被保険者資格取得は、昭和 63 年 2 月 23 日に届出されていることが確認でき、この時点では、保険料未納期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、C 市が提出した請求者に係る国民年金納付記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できない。

このほか、請求者及び請求者の父親が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000045 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000012 号

第 1 結論

昭和 55 年 2 月から同年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 2 月から同年 5 月まで

私の昭和 55 年 2 月分と 3 月分の国民年金保険料を住所がないところへ集金人が来たため、父が払った。しかし、A 区役所で昭和 55 年 2 月分から同年 5 月分までを自分で支払った。同年 2 月分と 3 月分は父と私それぞれ支払っている。請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身が B 村から C 市 A 区へ住所を移したのは昭和 55 年 3 月 1 日であるため、住所変更手続ができる 2 週間前の 2 月 15 日に住所変更の手続をした可能性はあり、同日以降に国民年金保険料を納付したとする父親が、住所がない請求者の国民年金保険料を納付するのはおかしい旨主張しているところ、B 村の国民年金保険料収納簿において、昭和 55 年 2 月の国民年金保険料は同年同月 25 日、同年 3 月の国民年金保険料は同年同月 29 日に納付されていることが確認できる。

一方、B 村の請求者の国民年金被保険者名簿には「55. 2. 21 転出」「C 市 A 区 D 二丁目七-26」と記載されており、B 村では届出日は不明であるものの昭和 55 年 2 月 21 日付で転出する届出が行われたことを推認できるが、当該被保険者名簿には昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を還付された記載はない。

また、C 市 A 区は、請求者の国民年金被保険者名簿に記載された「受付年月日 55. 12. 8」「55. 12. 8 B 村転入」は、住定日は戸籍の附票のとおり昭和 55 年 3 月 1 日であるが、国民年金の届出は昭和 55 年 12 月 8 日だったと考えられ、また、当該被保険者名簿の昭和 54 年 12 月から昭和 55 年 3 月までに記載された「市外納付」「納付記録については社保に確認済」「56. 1. 28 TEL」は、昭和 56 年 1 月 28 日に旧社会保険庁に納付記録を電話確認し、昭和 54 年度の 12 月から 3 月は C 市外で納付されていることを確認したものと考えられ、昭和 54 年度の 2 月（昭和 55 年 2 月）と 3 月（昭和 55 年 3 月）は過年度分のため納付案内等行っていなかった旨回答している。

さらに、請求者に係る前述の被保険者名簿及び昭和 56 年 4 月 24 日収納現在とされた C 市 A 区の昭和 55 年 9 月分国民年金保険料収滞納一覧表によると、資格喪失となった昭和 55 年 9 月より前の同年 4 月から同年 8 月までは国民年金保険料を納付された記録はなく、請求者の主張を確認できない。

なお、請求者は、国民年金印紙を C 市 A 区役所で購入し、国民年金手帳に貼り付けて納付し

たとしているが、C市A区は、請求期間は印紙による納付ではなく、3か月分の保険料を1期分とする納付書を発行し、金融機関で納付する取扱いであったとしている。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000072 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000013 号

第 1 結論

昭和 47 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年*月から昭和 51 年 3 月まで

A 市 B 区に住んでいた時、国民年金の未納のハガキが届いたので現在の C 年金事務所に姉と行き、窓口で現金を支払った。年金手帳に領収の記入をお願いしたが、記入はできないがこちらできちんとしますと言われた。その後 20 年もたってから未納になっていることが分かった。第三者委員会に 2 回申し立てたが、あっせんとはならなかった。新たな資料はないが、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を社会保険事務所 (当時) に持参し、支払った旨主張しているが、A 市 D 区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金の記号番号は、昭和 51 年 10 月 18 日に払い出されたことが確認でき、それより前に請求者に別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はなく、昭和 51 年 10 月時点において請求期間のうち昭和 49 年 6 月以前の国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、請求者が、支払ったとする金額は、請求期間の国民年金保険料の合計額と一致しない上、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。